

指定工事店の指定基準における「工事に必要な機械器具」とは

種 別	名 称	摘 要
管の切断用の機械器具	金切り鋸、パイプカッター	
	上記と同等以上の機能を有するもの	
管の加工用の機械器具	スタッフ(箱尺)、レベル(水準器)、水平器 ヤスリ、ブラシ、巻き尺、ねじ切り機	
	上記と同等以上の機能を有するもの	
管の接合用の機械器具	挿入機、パイプレンチ、スパナ	
	上記と同等以上の機能を有するもの	

上記の機械器具を標準とする